

## アプリからの口座開設に係る特約

### 1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は「信用金庫口座開設アプリ」(以下「口座開設アプリ」という)から開設した東春信用金庫(以下、「当金庫」という)のスマホ専用普通預金に適用される事項を定めるものです。
- (2) スマホ専用普通預金は、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「としゅんインターネットバンキングサービス利用規定」、(以下、あわせて「各種預金規定」という)によるほか、本特約により取扱います。

なお、「各種預金規定」とこの特約とで相違が生じる場合には、本特約が優先して適用されるものとします。

この特約は「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「普通預金規定」が適用されるものとします。

- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは「普通預金規定」に従います。

### 2. 口座の利用開始

口座開設アプリからの申込みにより開設されたスマホ専用普通預金は、当金庫が所定の開設手続き後に本人限定受取郵便で送付するキャッシュカード等をお客様が受領し、当金庫所定の本人確認手続きが完了した時から利用できます。

ただし、本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

スマホ専用普通預金の取引開始に際しては、スマホ専用普通預金を開設し、「キャッシュカード」を発行のうえ、「としゅんインターネットバンキングサービス」の利用登録を行います。

### 3. 通帳の不発行

このスマホ専用普通預金は、通帳を発行いたしません。

スマホ専用普通預金の取引明細等は「としゅんインターネットバンキングサービス」を利用してお客さま自身で確認することができます。

### 4. 預金の取引

- (1) 手形、小切手、配当金領収証等その他証券類を受け入れることができません。
- (2) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預払出兼用機(現金自動預金機、現金自動支払機を含む)により現金の預入れ、払戻し等を行うことができます。

### 5. 印鑑の届出

この預金の印鑑は、口座開設アプリによる申込時にスマホのカメラ機能で撮影した印影を登録します。

### 6. キャッシュカードの限度額設定

キャッシュカードの1日あたりの払戻金額は100万円、IC未対応ATMでは50万円を適用します。

### 7. 預金の解約

スマホ専用普通預金の解約はお客さまのお取引店の窓口で受付いたします。お届け印、キャッシュカードと運転免許証とともにご持参ください。

### 8. 免責事項

次の事由によりスマホ専用普通預金のサービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

- (1) 当金庫所定の本人確認手続きにより、本人と認めて取扱いを行ったにもかかわらず、暗証番号等に盗用または不正使用等があった場合。

- (2) 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合。
- (3) 当金庫および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さま情報が漏洩した場合。
- (4) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合。

#### 9. 取引種類・内容の変更

当金庫の都合により、スマホ専用普通預金で取扱う取引の種類・内容等を変更することがあります。この場合には、当金庫ホームページにて告知するものとします。

#### 10. この特約の変更等

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前 2 項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

東 春 信 用 金 庫  
(令和 2 年 4 月 1 日現在)